

## 「先物・オプション取引口座設定約諾書」新旧対照表

2024年3月4日改定（下線部分変更箇所）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>（クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る権利義務関係の消滅）</p> <p>第11条の2 私がクロスマージン利用者である場合において、私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引の委託に係る権利義務関係は、クリアリング機構の業務方法書が定める場合に当該業務方法書の定める範囲で、将来に向かって消滅することに異議のないこと。</p> <p>（期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等）</p> <p>第12条 私が第11条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引（クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係るものを除く。）につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約（これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。）を、私の計算において貴社が任意に行うことに異議のないこと。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅するときには、当該清算約定に係る国債証券先物取引及び金利先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。</p> <p style="text-align: right;">（2024年3月）</p>	<p>（クロスマージン対象国債先物清算約定に係る権利義務関係の消滅）</p> <p>第11条の2 私がクロスマージン利用者である場合において、私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託に係る権利義務関係は、クリアリング機構の業務方法書が定める場合に当該業務方法書の定める範囲で、将来に向かって消滅することに異議のないこと。</p> <p>（期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等）</p> <p>第12条 私が第11条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引（クロスマージン対象国債先物清算約定に係るものを除く。）につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約（これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。）を、私の計算において貴社が任意に行うことに異議のないこと。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅するときには、当該清算約定に係る国債証券先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。</p> <p style="text-align: right;">（2023年5月）</p>

以上